

会社事件の多くは、課長、係長、支店長、事業所長など現場の指揮や監督を担う管理職によるものだ。とりわけ安全関連法、経済法、労働法の分野が目立つ。発覚後の決まり文句は「会社のため良かれと思いやってしまった」である。原料費を安くするため独断で指定外の原料を代用したところ、消費者の健康を害したり、消防署から防火壁整備の指示があっても費用がかかるので放置していたところ大火災が発生したりする。

守護神は「監査役等」

た素朴な気持が見てとれる。そもそも最大収益・最小費用ばかりを御旗に掲げる経営執行幹部の過度なプレッシャーが、本来支出すべきものにも支出しないと誤った費用削減の企業風土を醸成してしまうのだ。ともあれ、管理職の素朴な良心をもってしての行動であっても、対象と扱いによっては違法性を帯びてくる。表面化すれば会社の屋台骨を揺るがすことになりかねない。

内部統制の運用次第ではこの問題をもっと悪い方向に加速させる。内部統制の柱は、法令等遵守管理、危険管理、情報管理、効率性管理といったところだが、

ず、存在を知っていないからあえて無視してしまう場面さえあり得る。

こうした危い状況に対峙すべきは監査役、監査等委員などの役員（以下「監査役等」という）である。監査役等は、必要な費用さえ削ろうとする悪しき企業風土を是正すべく、また形式的かつ一律的な内部統制を再検討し実態的に遵守すべき規律を保てる状況にすべく、現場で問題となる事柄を経営執行幹部に橋渡しする立場にいる。この点を強く認識してほしいところだ。実質的には、会社法および関連法務省令に明記された適法性監査事項よりも、消防法、食品衛生法などの安全に関する法令や、消費者保護法、独占禁止法などの経済法系の法令および労働法系の法令に対する取り組みが重要となろう。

危険な「会社のため良かれと…」

その心理の根底には、現場の指揮者なり監督者として会社にあまり経済的負担をかけたくない、無駄な費用はかけられない、といった



名古屋経済大学教授
大学院会計学研究科長
佐藤 敏昭

肝心な法令等遵守管理は後回しになり、手をつけやすい（作文もしやすいので）効率性管理に中心を置き、これを広範囲にしてしまいがちである。しかも、企業グループ全体に統制管理基準を一本化してしまうところに問題がある。たとえば子会社に対し親会社と同水準の効率性管理を押し付けようとするのは無理を強いるのと大差ないだろう。現場に出来る限度を内部統制基準が超えれば管理職はもはや対応することもでき

の橋渡し機能を発揮されることが望まれる。健全な企業風土の中で、現場の管理職がのびのびと指揮・監督できる状況が保てることを目標としたい。監査役等は、会計監査や書類監査などを通じて現場へ「調査をして」往くというよりも、現場環境の確認をしつつ本場に留意すべきコンプライアンス事項や危険事項は何か、管理職と「対話をしに」往くのだ。その結果を経営執行幹部にうまく伝えていくことが会社事件の予防につながる。

わかつつ としあき 企業会計
法、コーポレートガバナンス全般。
博士（法学、早稲田大学）。19
51年生まれ。

